

# 柏市私立保育所等設備基準

制定 平成 27 年 8 月 1 日

施行 平成 27 年 8 月 1 日

## 1 趣旨

この基準は、市が行う私立認可保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「私立保育所等」という。）の整備・運営事業者の募集に当たり、私立保育所等の設備について、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成 24 年柏市条例第 40 号。以下「保育所基準条例」という。）及び柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成 26 年柏市条例第 28 号。以下「こども園基準条例」という。）その他関係法令並びに関係通知のほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

- (1) この基準において「私立認可保育所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する認可を受けて設置される児童福祉施設のうち、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所であるものをいう。
- (2) この基準において「幼保連携型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項に規定する認可を受けて設置される同法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園であるものをいう。

## 3 面積の考え方

- (1) 保育所基準条例第 34 条第 2 号に規定する乳児室、同条第 3 号に規定するほふく室及び同条第 6 号に規定する保育室又は遊戯室並びにこども園基準条例第 8 条第 6 項第 1 号に規定する乳児室、同項第 2 号に規定するほふく室及び同項第 3 号に規定する保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の面積は、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保するこ

と。ただし、現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合（以下、4(2)ア及び(3)ウにおいて同じ。）の既存園舎における保育室等の面積はこの限りでない。

(2) 固定式又は大型の家具については、有効内法面積から控除すること。

#### 4 設備

保育室等その他の私立保育所等に必要な設備は、以下のとおりとする。

##### (1) 2歳未満児用設備

ア 乳児室又はほふく室（以下「乳児室等」という。）の面積は、2歳未満児1人につき4.95平方メートル以上を確保すること。

イ 乳児室及びほふく室をいずれも設ける場合は、それぞれを別の室とすることに限らず、同一の室を区画することも可とする。

ウ 衛生管理の観点から、乳児室等に手洗い設備を設けること。設置に当たっては、2歳未満児の使用にも配慮すること。

エ 調理室とは別に、調乳の設備を設けること。調乳の設備は独立の室が望ましいが、乳児室等の内部を区画する等でも可とする。

オ 沐浴の設備を設けること。設置に当たっては、2歳未満児用便所又は乳児室等の内部を区画する等でも可とする。

カ 便所については、2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えたものとし、沐浴室と同一の室でも可とする。

キ 便所には汚物処理設備を設けること。

ク 扉、壁及び家具等の材料については、2歳未満児の安全に配慮したものを使用するとともに、扉は施錠できるものとするよう努めること。

##### (2) 2歳以上児用設備

ア 保育室の面積は、2歳以上児1人につき3.0平方メート

ル以上を確保すること。面積の計算に当たっては、遊戯室の有効内法面積を合算することも可とするが、各保育室ごとに、保育所基準条例第34条第6号及びこども園基準条例第8条第6項第3号に規定する面積を下ってはならないこと。ただし、3(1)ただし書きの場合の既存園舎における保育室及び遊戯室の面積は、こども園基準条例附則第4条第1項の規定によることができる。

イ 2歳未満児と2歳以上児は、発育の程度及び生活リズムが異なるため、2歳未満児の乳児室等と2歳以上児の保育室とは別の室とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすること。

ウ 衛生管理の観点から、保育室又は遊戯室に2歳以上児用の手洗い設備を設けること。

エ 一斉保育や行事等に使用するため、可能な限り、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することとし、遊戯室の面積については、遊戯室本来の目的を考慮し決定すること。

オ 保育室と遊戯室との区画は、可動式の間仕切りでも可とする。

カ 便所については、2歳以上児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えたものとし、便器の数の目安は、2歳以上児10人につき1個以上とすること。

キ 便器の間には仕切りを設けること。

ク 扉、壁及び家具等の材料については、2歳以上児の安全に配慮したものを使用するとともに、扉は施錠できるものとするよう努めること。

### (3) 屋外遊戯場又は園庭

ア 保育所基準条例第34条第6号に規定する屋外遊技場及びこども園基準条例第7条第7項に規定する園庭の面積は、2歳以上児が実際に遊戯できる範囲の面積とする。

イ 私立認可保育所が当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合の取扱については、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保

第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)」による。

ウ 幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、認定こども園基準条例第7条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則であるが、3(1)ただし書きの場合における幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（こども園条例第7条第7項第1号の面積以上のものに限る。）を設けるものは、こども園基準条例附則第4条第3項の規定によることができる。

エ 私立認可保育所が屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合の取扱いについては、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」による。

オ 幼保連携型認定こども園が屋上を園庭として使用しようとする場合の取扱いについては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日府政共生第1104号内閣府政策統括官通知）」による。

カ 建物から屋外遊戯場又は園庭に面した場所に、手洗い設備又は足洗い設備を設けるよう努めること。

キ 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び同解説書（平成20年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）の規定に鑑み、戸外での遊びが豊かに展開されるよう遊具等の設置に努めること。設置に当たっては、安全面にも配慮すること。

#### (4) 医務室又は保健室

ア 私立認可保育所における医務室及び幼保連携型認定こども園における保健室には、静養できる機能（ベビーベッド等の設置）を設け、医薬品等を常備すること。

イ カーテン等で区画できる場合は、私立認可保育所における事務室又は幼保連携型認定こども園における職員室との兼用は可とする。

## (5) 調理室

ア 給食の提供を必要とする定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。

イ 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年7月25日社援施第117号厚生省児童家庭局企画課長通知）」に基づき、保存食をマイナス20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。

ウ 以下に掲げる事項のほか、「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号社会・援護局施設人材課長通知）」及び「大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号通知）」別添「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成28年7月1日改正）」に基づく施設設備の設置に努めること。

(ア) 外部に開放される部分には網戸等を設置し、ねずみや昆虫等の侵入を防止すること。

(イ) 調理室にカウンターを設置する等により、前室を經由せず給食を直接搬出しようとする場合は、搬出口の調理室側及び保育部分側双方にガラス扉等を設置し、汚染や昆虫の飛来等を防止できる構造とすること。

(ウ) シンクは複数設置すること。

(エ) 各作業区域の入口手前に手洗い設備等を設置すること。設置に当たっては、手洗い設備に石けん、爪ブラシ、ペーパータオル及び殺菌液等を備えるとともに、蛇口を直接手で握らずに操作できる構造のものとするよう努めること（以下、(6)ア、(8)ウ、(9)イ及び(10)イにおいて同じ。）。

(オ) 調理器具及び容器等を80度以上で殺菌し、乾燥及び保管ができる設備を備えること。

## (6) 調理室前室

ア 衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないよう、調理室の入口に当たる場所に前室を設けること。その際、給食の搬出とは別の経路とするよう努めること。

イ 手洗い設備を設置すること。

(7) 食品保管庫

ア 原材料の保管を行う場合は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないように、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。

(8) 下処理室

ア 原材料の納入に際し原材料の下処理を必要とする場合は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないように、下処理室に専用のシンク及び作業台を設けること。

イ 手洗い設備を設置すること。

(9) 検収室

ア 食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入口を備えること。

イ 検収室を単独で設ける場合は、手洗い設備を設置すること。

(10) 調理員休憩室及びトイレ

ア 原則として、調理員専用の休憩室及びトイレを設置すること。

イ トイレには手洗い設備を設置すること。

(11) 事務室

ア 当該施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室を設置すること。

(12) 休憩室

ア 保育士又は保育教諭及び調理員その他の職員が休憩時間に休憩できるよう、休憩室を設けること。

イ 勤務シフト等を考慮し、休憩人員が休憩できる広さを確保すること。

ウ 原則として、調理員用とは別に設置すること。

(13) 職員用便所

ア 職員専用の便所を設置すること。

イ 設置場所は2歳以上児用の便所と同じ場所でも可とするが、2歳以上児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。

ウ 原則として、調理員用とは別に設置すること。

(14) 収納

ア 収納スペースが不十分だと安全面及び衛生面において悪影響が出ることに並びに収納家具を置くと乳児室等及び保育室の有効面積が減少してしまうことから、午睡用布団、遊具及び保育備品等の収納場所を確保すること。

5 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。